

令和 3 年度

## 府中市市民後見人入門講習・地域福祉権利擁護事業 生活支援員養成講習 受講者募集要項

この講習は、判断能力が十分ではない方も安心して暮らせる地域社会の実現に向けて市民の中に福祉サービス利用支援を担う人材の育成を目的としています。講習修了後は、府中市社会福祉協議会臨時職員採用試験を実施し、地域福祉権利擁護事業生活支援員として登録いただき、随時活動紹介をいたします。さらに、生活支援員として登録した方には、市民後見人を目指す方のための市民後見人基礎講習（11月予定）をご案内いたします。

### 【対 象】 次の全てを満たす方

- ・ 府中市内で地域福祉権利擁護事業生活支援員としての活動を希望する方
- ・ 自転車での移動が可能な方（市内全域への移動）
- ・ 概ね 65 歳未満の方

### 【リエンション】 令和 3 年 5 月 7 日（金）午前 10 時 15 分～正午

- ・ 講習趣旨および業務内容等の説明

### 【申込期間】 令和 3 年 5 月 7 日（金）リエンション終了後～5 月 14 日（金）17 時まで

- ・ 講習趣旨をご理解のうえ、所定の申込用紙に必要事項を記入し上記期間内に府中市社会福祉協議会（ふれあい会館 2 階受付）に直接提出してください。
- ※ご本人の来会による提出を原則とさせていただきますが、ご都合がつかない場合はご相談ください。

- ・ 申込用紙等は当協議会窓口で配付の他、社協ホームページからダウンロードできます。

### 【講習日程】 令和 3 年 6 月 14 日（月）～7 月 16 日（金）※全 8 回/詳細は別紙をご覧ください

### 【内 容】 地域福祉権利擁護事業生活支援員の役割と具体的業務（講義および同行訪問他）

### 【定 員】 15 名（書類審査及び面接にて決定）

### 【受講料】 無料（交通費は自己負担）

### 【会 場】 府中市立ふれあい会館（府中市府中町 1-30 ふれあい会館 3 階） 他

### 【その他】 全課程修了者に対し、修了証の発行および府中市社会福祉協議会臨時職員採用試験のご案内をします。

- ・ 採用試験合格者は、地域福祉権利擁護事業生活支援員として登録いただき、随時、活動紹介をいたします。活動回数は月 1 回～4 回、1 回の活動時間は 3 時間程度、活動報酬は 1,090 円/1 時間です。
- ・ 基本的に活動場所は府中市内、移動手段は自転車となっております。
- ・ 市民後見人になるためには、生活支援員としての活動実績が必要です。

### ★申込み・問合せ先★

社会福祉法人府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう  
〒183-0055 府中市府中町 1-30 府中市立ふれあい会館 2 階  
電 話：042-360-3900 FAX：042-362-9093  
E-mail：kenric@fsyakyo.or.jp

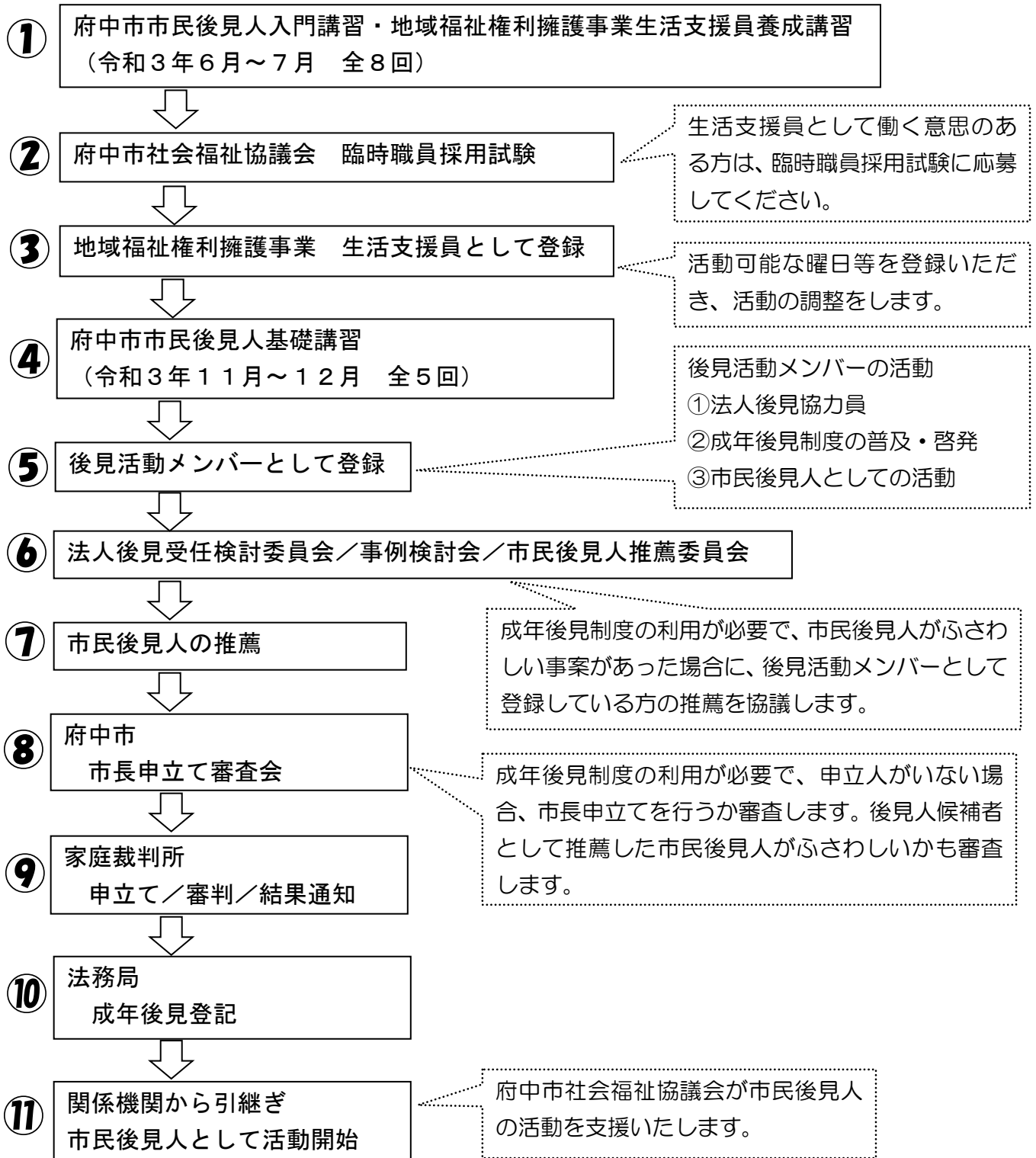
## ★市民後見人を目指すには…

①～⑤のステップが必要です。

その後、受任に適したがある場合は、⑥～⑩のステップを通して活動開始となります。

## ★地域福祉権利擁護事業生活支援員になるには…

①～③のステップが必要です。



①オリエンテーション

講習日/会場	内容	時間	内 容	講 師
オリエンテーション 5/7(金) ふれあい会館 第1~3会議室	内容説明	10:15~ 12:00	講習趣旨・業務内容の説明 府中市社会福祉協議会の紹介他	権利擁護センターふちゅう職員

②プログラム

回	日/会場		時間	内 容	講 師
1	6/14(月) ふれあい会館 第1・2会議室	制度の概要	10:00~ 10:05	開講あいさつ・オリエンテーション	権利擁護センターふちゅう職員
			10:10~ 11:10	府中市社会福祉協議会および 権利擁護センターふちゅうの役割	権利擁護センターふちゅう職員
			11:15~ 12:00	地域福祉権利擁護事業の概要	権利擁護センターふちゅう職員
			13:00~ 14:00	成年後見制度の概要	権利擁護センターふちゅう所長
			14:10~ 14:40	市民後見人育成のしくみ	権利擁護センターふちゅう職員
2	6/25(金) ふれあい会館 第1・2会議室	対象者理解	10:00~ 12:00	精神障害の特徴と理解	地域生活支援センター職員
			13:00~ 14:30	認知症サポーター養成講習	権利擁護センターふちゅう職員
			14:40~ 16:10	知的障害の特徴と理解	府中市立心身障害者福祉センター職員
3	6/28(月) ふれあい会館 第1・2会議室	援助技術	10:00~ 12:00	地域福祉権利擁護事業における 社会福祉援助技術	社会福祉士
			13:00~ 16:00	傾聴の技法を学ぶ	日本カウンセリング学会認定カウンセラー
4	7/5(月) ふれあい会館 第1・2会議室	関連知識	10:00~ 12:00	生活支援員の役割と 具体的業務内容	権利擁護センターふちゅう職員
			13:00~ 14:00	消費者被害に対する対応	府中市消費生活相談室
			14:10~ 14:40	実習オリエンテーション	権利擁護センターふちゅう職員
5	7/6(火)~9(金) 13(火)14(水)	実習	各自	地域福祉権利擁護事業同行訪問	権利擁護センターふちゅう職員 ※各受講生につき1回実施 所要時間3時間程度
6	7/12(月) ふれあい会館 第1・2会議室	関連制度	10:00~ 12:00	生活援護課の事業内容および 生活保護制度について	生活援護課 生活自立支援担当 生活援護担当
			13:00~ 14:40	介護保険制度について	介護保険課介護保険制度担当 高齢者支援課介護予防生活担当
			14:50~ 15:50	府中市の障害福祉について	障害者福祉課援護担当
7	7/15(木)	見学	午前 午後	障害者福祉施設見学 高齢者福祉施設	心身障害者福祉センター(9:25~11:30) 市内高齢者施設(13:25~15:30)
8	7/16(金) ふれあい会館 3階会議室全面	まとめ	10:00~ 11:10	実習の振り返り	権利擁護センターふちゅう職員
			11:20~ 11:50	今後の活動紹介等	
			11:50~	修了式	

①例年同行訪問前に全ての座学を完了していたが今年度は会議室予約の関係で難しい状況にある。こちらへの対応について、

受講者の学習到達状況に沿った構成とするため関連制度の講義に替えて対人援助技術を同行訪問の前に実施する。

②同行訪問について、支援が多数実施される火曜水曜を中心に6日間の候補日を設定した。

③毎回の講義の後、連絡および確認の時間をもちます。



# 受講確認書

権利擁護センターふちゅう

## 1、府中市市民後見人入門講習・地域福祉権利擁護事業生活支援員養成講習 受講にあたって

この講習は、判断能力が十分ではない方も地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用  
援助をする担い手を育成することを目的としています。受講生の皆さんが講習内容を理解し、修  
了後は生活支援員として正しい知識をもって活動するために、講習に参加される場合は下記の  
点について、再度ご確認をお願いいたします。

## 2、ご確認いただきたいこと

- (1) 携帯電話の電源はマナーモードに設定してください。受講中は通話を控えてください。
- (2) 他の受講生の迷惑となる行為は控えてください。
- (3) 遅刻・早退・欠席があった場合は講習修了できません。  
また、体調不良などで講習を欠席する場合は必ず事務局にご連絡ください。
- (4) 各講義終了後に感想文の提出をお願いします。
- (5) ふれあい会館内は、禁煙です。
- (6) コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用し室温調整用の上着をお持ちください。  
体調管理に努め、当日発熱など体調がすぐれない場合は参加をお控えください。

私は、以上の注意事項を守り、府中市市民後見人入門講習・地域福祉権利擁護事業  
生活支援員養成講習を受講します。

令和3年 5月 日

社会福祉法人  
府中市社会福祉協議会  
会長 伊藤敏春様

署名

---

## ★地域福祉権利擁護事業生活支援員になるには…

①～③のステップ

## ★市民後見人を目指すには…

①～⑤のステップ

その後、推薦ケースがある場合は、⑥～⑩のステップを通して、活動開始となります。

### 養成講習の流れ

例年 5月上旬に養成講習の  
オリエンテーションを開催しています。  
ご関心のある方はぜひお越しください。

府中市市民後見人入門講習・地域福祉権利擁護事業生活支援員養成講習  
(令和3年6月～7月 全8回) 予定

府中市社会福祉協議会 臨時職員採用試験

生活支援員として働きたい！と  
思った方は、府中市社会福祉協  
議会の臨時職員採用試験に応募  
してください。

地域福祉権利擁護事業 生活支援員として登録

活動できる曜日等を登録。活動  
の調整をします。

**市民後見人へ ステップアップ!**

府中市市民後見人基礎講習  
(令和3年11月～12月 全5回) 予定

後見活動メンバーの活動には・・・  
①市民後見協力員  
②成年後見制度の普及・啓発  
③市民後見人としての活動  
があります。

後見活動メンバーとして登録

事例検討会／市民後見人推薦委員会

成年後見制度の利用が必要で、市民後見  
人がふさわしい場合に、後見活動メンバーとして  
登録している方の推薦を協議する場です。

市民後見人の推薦

府中市 市長申立て審査会

成年後見制度の利用が必要で、申立人がいない場  
合、市長申立てを行うか審査する会です。後見人  
候補者として推薦した市民後見人がふさわしい  
かも審査します。

家庭裁判所  
申立て／審判／結果通知

法務局成年後見登記

関係機関から引継ぎ  
市民後見人として活動開始

府中市社会福祉協議会が市民後見人の  
活動をサポートします。

ささえたい人 集まれ!

やってみませんか?

# 市民後見人入門講習・

地域福祉権利擁護事業

## 生活支援員養成講習

Q 市民後見人になりたい  
んだけど・・・

A 府中市では、地域福祉権利  
擁護事業の生活支援員で経  
験を積んでから、市民後見人  
の仕事ができるようになります。

Q 地域福祉権利擁護事業の  
生活支援員ってどんな仕事?

A 認知症の高齢者や知的障害者、精神  
障害者の方々が、地域で安心して生活  
できるようにお手伝いをする仕事で  
す。

Q 生活支援員ってどうやったら  
なれるの?

A 毎年6月から7月にかけて全8日間の  
講習を行っています。募集は毎年5月を  
予定しています。

★令和3年度オリエンテーション  
5月7日(金) 10時15分～正午

Q 生活支援員の具体的な  
仕事ってなあに?

A 地域で生活するために、福祉  
サービスを使っている方がほ  
とんどです。本人と一緒に考え  
たり、必要なお金をお届けした  
り・・・本人に寄り添ってお手伝  
いをする仕事です。

ご興味・ご関心のある方は、お問い合わせください。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう  
〒183-0055 府中市府中町1-30 府中市立ふれあい会館2階  
電話042-360-3900 (月～金 9:00～17:00)



府中社協  
マスコットキャラクター **ふわり**